★★☆☆☆

円のコースに入れば必ず結婚できる。自分の息子も同じコースで結婚できた。プロに任せて」などと 2 時間にわたって一方的に話し続けた。100 万円コースの書類を出され十分に内容を確認できないままサインをし、控えを受け取った。担当者から「息子には絶対言わないで」と告げられ不審に思ったが、解約を言い出せなかった。契約をやめたい。

（70 歳代　女性）

トラブル防止のためのアドバイス

（1）　契約内容を十分に理解し、比較検討して事業者を選びましょう！

①　結婚相手紹介サービスってどんなもの？

結婚相手紹介サービスは会員同士の出会いの場を提供するサービスで、必ず自分が希望する条件に合う人が見つかる、成婚を約束するというサービスではありません。なかには「必ず結婚できる」（事例④）と断定的な勧誘を行う事業者もいますが、そのような勧誘を行う事業者とは契約しないようにしましょう。

②　サービス内容・料金等をよく確認！

近年は婚活アプリを使ったマッチング（事例②）や国際結婚の紹介（事例③）など、多様なサービスが提供されています。消費者はその中から自身に合うものを慎重に検討していく必要があります。「事前に説明されたサービス内容と異なる」「説明に無かった追加費用や成婚料を請求された」などのトラブルを防止するため、提供されるサービスの具体的な内容、提供回数と期間、自身の希望するサービスが契約に含まれているかなどをよく確認し、理解できるまで事業者から説明を受けましょう。また料金形態も事業者、サービスごとにさまざまです。入会金、登録料、お見合い料、成婚料などの費用は具体的にどのサービスの対価として、いつ・いくら支払うのか、十分に理解したうえで契約しましょう。これらを踏まえて複数社のサービス、料金等の情報を集め、比較検討することも大切です。

（2）中途解約時の精算など解約条件もよく確認しましょう！

特定商取引法の特定継続的役務提供に該当する場合はクーリング・オフや中途解約が可能です＊。なお、中途解約の際は提供済みのサービスの対価等を支払う必要がありますが「思ったより返金額が少ない」という相談もみられます（事例①）。各サービスはどのタイミングで提供されるのかを把握し、やめたくなったときにかかる解約料等も想定したうえで契約を検討しましょう。

婚活パーティー（事例②）などのイベントに参加する際も同様に、急遽参加を見合わせた場合は、いつから、いくらキャンセル料がかかるのかをよく確認しておきましょう。

（3） 親が契約にかかわる場合は、子と十分に話し合って慎重に検討しましょう！

未婚の子を持つ親への勧誘（事例④）の多くは、訪問や電話をきっかけに、子に内緒で契約するよう事業者に迫られて契約してしまい、トラブルになっています。トラブル防止のためには結婚に関して親子で十分なコミュニケーションを取っておくことが重要です。よく話し合ったうえで、必要のない訪問や勧誘等はきっぱり断りましょう。

◇◇◇